

福岡県公報

平成二十九年三月二十八日
第三千八百七十九号
増刊
①

目次

規 則 (第九号・第十号)

○福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) ……………一

○福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………四

告 示 (第二百三十六号)

○福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示

(経営技術支援課) ……………五

教育委員会

○福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

(教育庁総務課) ……………六

規 則

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第九号

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (平成四年福岡県規則第五十八号) の一部を次のように改正する。

様式第一号その四を次のように改める。

様式第 1 号その 4 (第 2 条関係)

一般廃棄物処理施設維持管理状況報告書 (最終処分場)

(年度分)

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

氏名

印

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 2 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設 (最終処分場) の維持管理状況について、次のとおり報告します。

施設名	埋立方式	総面積 m ²	埋立地面積 m ²	埋立容量 m ³	埋立対象物
施設所在地	浸出水処理方式	処理能力 m ³ /日		技術管理者職氏名	

埋立処分量	m ³	累積埋立処分量	m ³	残余容量	m ³
覆土量	m ³	累積覆土量	m ³		
計	m ³	計	m ³		

項目	月													備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
放 流 水 質	測定月日														
	pH														
	BOD (mg/l)														
	COD (mg/l)														
	SS (mg/l)														
	大腸菌群数 (個/cm ³)														
	窒素含有量 (mg/l)														
	測定月日				測定月日			測定月日							
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (mg/l)				有機磷化合物 (mg/l)			1, 1, 2-トリクロロエタン(mg/l)							
					鉛及びその化合物 (mg/l)			トリクロロエチレン (mg/l)							
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (mg/l)				六価クロム化合物 (mg/l)			テトラクロロエチレン (mg/l)							
					ひ素及びその化合物 (mg/l)			1, 3-ジクロロプロペン(mg/l)							
	フェノール類含有量 (mg/l)				水銀及びアルキル水銀その 他の水銀化合物 (mg/l)			チウラム (mg/l)							
	銅含有量 (mg/l)							シマジン (mg/l)							
	亜鉛含有量 (mg/l)				アルキル水銀化合物 (mg/l)			チオベンカルブ (mg/l)							
	溶解性鉄含有量 (mg/l)				PCB (mg/l)			ベンゼン (mg/l)							
	溶解性マンガン含有量 (mg/l)				ジクロロメタン (mg/l)			セレン及びその化合物(mg/l)							
	クロム含有量 (mg/l)				四塩化炭素 (mg/l)			ダイオキシン類 (pg/l)							
	ふっ素及びその化合物 (mg/l)				1, 2-ジクロロエタン(mg/l)			ほう素及びその化合物(mg/l)							
	りん含有量 (mg/l)				1, 1-ジクロロエチレン(mg/l)			アンモニア、アンモニウム化合物、亜 硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)							
カドミウム及びその化合物 (mg/l)				シス-1, 2-ジクロロエ チレン (mg/l)			1, 4-ジオキサン (mg/l)								
シアン化合物 (mg/l)				1, 1, 1-トリクロロエタン(mg/l)											

- 備考 1 ダイオキシン類は、毒性等量 (TEQ) で記載すること。
 2 検査項目又は検査回数を追加した場合は、適宜追記すること。
 3 用紙寸法は、日本工業規格 A4 とする。

施設名	
-----	--

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
	測定月日													
電気伝導率														
塩化物イオン (mg/l)														
採取場所														
測定月日														
pH														
大腸菌群数 (個/cm ³)														
アルキル水銀 (mg/l)														
総水銀 (mg/l)														
カドミウム (mg/l)														
鉛 (mg/l)														
六価クロム (mg/l)														
砒素 (mg/l)														
全シアン (mg/l)														
PCB (mg/l)														
トリクロロエチレン (mg/l)														
テトラクロロエチレン (mg/l)														
ジクロロメタン (mg/l)														
四塩化炭素 (mg/l)														
1, 2-ジクロロエタン (mg/l)														
1, 1-ジクロロエチレン (mg/l)														
1, 2-ジクロロエチレン (mg/l)														
1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/l)														
1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/l)														
1, 3-ジクロロプロペン (mg/l)														
チウラム (mg/l)														
シマジン (mg/l)														
チオベンカルブ (mg/l)														
ベンゼン (mg/l)														
セレン (mg/l)														
ダイオキシン類 (pg/l)														
1, 4-ジオキサン (mg/l)														
クロロエチレン (mg/l)														

- 備考 1 ダイオキシン類は、毒性等量 (TEQ) で記載すること。
 2 検査項目又は検査回数を追加した場合は、適宜追記すること。
 3 用紙寸法は、日本工業規格 A4 とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十号

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和三十二年福岡県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

付則第十項第二号中「医療職特例給料表(二)」を「行政職特例給料表」に改める。

別表第四中

医療職 給料表 給料表 の職 務の級	医療職 給料表 給料表 の職 務の級	医療職 給料表 給料表 の職 務の級	研究職 給料表 の職 務の級
一級 の 二級 の 四号 給 以下	一級 の 二級 の 八号 給 以下	一級 の 二級 の 八号 給 以下	一級 の 二級 の 八号 給 以下
一級 の 二級 の 五号 給 以上	二級 の 三級 の 八号 給 以上	二級 の 三級 の 九号 給 以上	一級 の 二級 の 九号 給 以上
一級 の 二級 の 三級 の 八号 給 以下	二級 の 三級 の 十二 号 給 以下	二級 の 三級 の 十二 号 給 以下	一級 の 二級 の 十二 号 給 以下
二級	二級	二級	二級

医師職 給料表 の職 務の級	看護師 職給料 表の職 務の級	研究職 給料表 の職 務の級	特定獣 医師職 給料表 の職 務の級
一級 の 二級 の 二十 号 給 以下	一級 の 二級 の 二十 号 給 以下	一級 の 二級 の 二十 号 給 以下	一級 の 二級 の 二十 号 給 以下
一級 の 二級 の 二十一 号 給 以上	一級 の 二級 の 二十一 号 給 以上	一級 の 二級 の 二十一 号 給 以上	一級
二級	二級	二級	二級

二級（ 課長を 除く。） 下 五級の 二十四 号給以 下	二級（ 課長に 限る。） 上 五級の 二十五 号給以 上	三級の 十六号 給以下	三級の 十七号 給以上	四級（ 本庁の 理事に 限る。）
五級	六級の 十二号 給以下	六級の 十三号 給以上 （参事 で四十 九号給 以上の 号給を 受ける 者を除 く。）	七級	八級
三級（ 研究員 に限る ）	四級の 二十四 号給以 下（研 究員を 除く。）	四級の 二十五 号給以 上（研 究員を 除く。）	五級（ 大規模 試験研 究機関 の長等 に限る ）	五級（ 大規模 試験研 究機関 の長等 に限る ）
二級（ 技術主 査に限 る。）	二級（ 技術主 査を除 く。）	三級	四級（ 保健監 等に限 る。）	四級（ 本庁の 部長及 び理事 並びに 保健監 等を除 く。）
四級	五級	六級（ 参事を 除く。）	六級（ 参事に 限る。）	六級
三級（ 研究員 に限る ）	四級の 二十四 号給以 下（研 究員を 除く。）	四級の 二十五 号給以 上（研 究員を 除く。）	五級（ 大規模 試験研 究機関 の長等 を除く ）	五級（ 大規模 試験研 究機関 の長等 に限る ）
三級	四級	五級	六級	七級

四級（本庁の部長に限る。）

四級（本庁の部長に限る。）

改め、同表備考中「この表において」の下に「保健監等」とは、保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所の所長及び保健監、保健環境研究所の部長、本庁の課長、企画監及び健康管理監並びに参事並びに警察本部の保健指導理事官をいい、」を加える。

別表第五中

医療職 給料表 研究職 給料表	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	三級
医療職 給料表 研究職 給料表	一級	二級	三級	四級	五級	六級		
医療職 給料表 研究職 給料表	一級	二級	三級	四級	五級	六級		
研究職 給料表	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	三級

医師職 給料表 職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	三級
看護師 給料表 職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	三級
研究職 給料表 職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	三級
特定獣医師職 給料表 職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	三級

を

に

四級（本庁の部長及び理事に限る。）	八級	五級（大規模試験研究機関の長等に限る。）

四級（本庁の部長及び理事に限る。）	四級（本庁の部長に限る。）	五級（大規模試験研究機関の長等に限る。）	七級

改め、同表備考中「職員をいい」の下に「保健監等」とは、保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所の所長及び保健監、保健環境研究所の部長、本庁の課長、企画監及び健康管理監並びに参事並びに警察本部の保健指導理事官をいい」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用する。

告 示

福岡県告示第二百三十六号

福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示

福岡県知事 小川 洋

福岡県農業大学校学則（昭和五十五年三月福岡県告示第四百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「後継者」を「担い手」に改める。

第十条中「入学願書（様式第一号）」に、次の各号に掲げる書類を添えて、「を」が別に定める入学願書及び必要書類を」に改め、同条各号を削る。

第十二条の見出しを「（入学）」に改め、同条第一項中「住民票抄本、身上調書（様式第三号）及び誓約書（様式第四号）を校長に提出しなければならない」を「校長が別に定める書類を校長に提出し、その許可を受けなければならない」に改め、同条第二項を削る。

第十三条中「その理由を明記し、休学願（様式第五号）又は退学願（様式第六号）」を「校長が別に定める書類」に改め、後段を削る。

第十四条中「復学願（様式第七号）」を「校長が別に定める書類」に改め、後段を削る。

第十五条中「並びに卒業論文」を削る。

第十六条中「（様式第八号）」を削り、同条に後段として次のように加える。

卒業証書の様式は、校長が別に定める。

第二十一条中「（様式第九号）」を削り、同条に後段として次のように加える。

学生証の様式は、校長が別に定める。

様式第一号から第九号までを削る。

附則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に志願者で入学試験に合格し、入学を希望するものが、改正前の福岡県農業大学校学則（以下「旧学則」という。）第十二条第一項の規定に基づき提出した書類は、改正後の福岡県農業大学校学則（以下「新学則」という。）第十二条の規定に基づき提出した書類とみなす。

3 この告示の施行の際現に福岡県農業大学校に在学する者が、旧学則第十二条第二項の規定に基づき提出した書類は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

4 この告示の施行の際現に福岡県農業大学校に在学する者は、新学則第十二条の規定に基づき許可を受けている者とみなす。

5 この告示の施行の際現に福岡県農業大学校に在学する者が、旧学則第十三条及び第十四条の規定に基づき提出した書類は、それぞれ新学則第十三条及び第十四条の規定に基づき提出した書類とみなす。

6 この告示の施行の際現に福岡県農業大学校に在学する者が、旧学則第十三条及び第十四条の規定に基づき受けている許可は、それぞれ新学則第十三条及び第十四条の規定に基づき受けた許可とみなす。

教育委員会

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四号中「市町村立」を「市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）町村立」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。